

障害者雇用数の不適切な取扱いに対する批難声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本日の厚生労働省の発表によりますと、国の27機関において3,460人分の障害者雇用数の不適切な算入が行われていたとのこと。また、都道府県においても、同様の不適切な取扱いが行われており、今後、全国調査を実施するとのこと。長年にわたって法定雇用率の水増しは、障害者の権利に関する条約に反するものであり、国が掲げる「地域共生社会」の理念にも反するものです。

このような行為は、まさに国による偽装行為であり、単にガイドラインに示された確認方法を怠ったということに留まらず、就労できるはずの障害者の雇用の機会を奪い、制度そのものの信頼を失墜させるものです。民間企業を指導する立場である行政が、自ら制度の信頼性をおとしめることで、結果として障害者の社会参加を阻害し、障害者の福祉を低下させた責任は極めて重いと言わざるを得ません。

私たちは、なぜ、制度を守るべき国や地方自治体がこのような運営を長期に亘って続けてしまったのか、その原因を徹底的に究明するとともに、そして各行政機関はその結果を踏まえて障害者の働く権利を擁護する立場での制度を運営するよう求めます。

各省庁におかれましては、今回の事件の反省を生かし、障害者の人権を尊重し、このような法定雇用率の制度がなくても、当たり前前に障害者が雇用され、共に働ける社会の実現を目指すよう取り組んでください。

2018年8月28日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久